

「農政の大転換—新政策の論点」

—新農政のフル活用と JA 地域営農ビジョン実践強化（メモ）—

平成 26 年 3 月 20 日

J A 全中担い手・農地対策課

田 村 政 司

新農政のフル活用と JA 地域営農ビジョン実践強化

にむけた取り組み（メモ）

平成 26 年 3 月 20 日

J A 全中 田村政司

1 新農政のポイントと課題

（1）新農政の経過とポイント

○ 24 年 1 1 月民主党から自民党への政権転換をうけ、農業者戸別所得補償制度を見直し、26 年度から新農政がスタート。主なポイントは以下のとおり。

① 米直接支払い交付金について、米の生産目標数量に従って生産する農業者への 1.5 万円／10 a 米直接支払い交付金について、26 年度以降 7500 円／10 a とし、29 年産まで。

② 米価変動交付金について、直接支払い交付金の対象者への米の標準的な生産費（約 13700 円）の下落分を国が補償する米価変動交付金を廃止し、米・麦・大豆等の土地利用型作物の販売収入を合算し、収入の減少額の 9 割を国 3／4、農業者 1／4 で造成する資金から補てんするナラシ対策に一本化し、対象者を認定農業者、集落営農、認定就農者。

この見直しによる財源を以下の対策に振替・拡充する。

③ 多面的直接支払いの創設することとし、現行の農地・水対策の 4400 円／10 a について、農地を農地として維持する地域の農業者組織の協同活動に対して、3000 円／10 a を新たに措置し、これまでの農地・水対策の単価を 2400 円／10 a として継続。

④ 水田活用（転作対策）について、地域で作成する 水田フル活用ビジョンを要件として、実現にむけた政策支援として産地交付金を大幅に拡充（全国で 539 億円→804 億円）し、転作拡大面積への追加助成、飼料用米の数量支払いと専用品種、加工用米 3 年契約、備蓄米への追加助成

⑤ 各県に農地中間管理機構を創設し、機構へ農地利用権を集積し、人・農地プランを尊重し、公募した担い手の中から、地域の担い手を基本として、機構で定めたルールに基づいて担い手に農地利用集積をすすめる。地域の農地利用集積業務について市町村・JA・農委に委託し、体制強化するとともに、出し手と受け手へのメリット対策として機構集積強力金を拡充措置。

○ 米の直接支払交付金の見直しと振替・拡充される施策

米の直接支払交付金 の見直し

- 26年産から単価を7.5千円/10aに削減した上で、29年産までの時限措置
- 26年度予算額：806億円（25年度：1,613億円）

振替・拡充

①日本型直接支払(多面的機能支払)の創設

- 地域内の農業者が共同で取り組む地域活動のコストに着目した新たな支払制度を創設
- 「農地維持支払（都府県・田で3,000円/10a）」と「資源向上支払（都府県・田で2,400円/10a）」で構成
- 26年度予算額：483億円（25年度（農地・水）：282億円）

②水田フル活用と米政策の見直し

- 飼料用米等への数量払の導入のほか、産地交付金を含めた水田活用の直接支払交付金の拡充
- 26年度予算額：2,770億円（うち産地交付金804億円）
（25年度：2,517億円（うち産地資金539億円））
- 定着状況をみながら、5年後を目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、国が策定する需給見通しをふまえつつ、農業者や集荷業者・団体を中心となって円滑に需要に応じた生産が行える状況になるよう、行政・農業者団体・現場が一体となって取り組みを展開

③農地中間管理機構関連予算の拡充

- 農地の担い手への集積を推進するための支援策等を拡充
- 中間管理機構へまとまって農地の貸付けを行った地域等への協力金を交付
- 26年度予算額：305億円（+25年度補正予算：400億円）

(2) 個別対策の評価と課題

- ① 米直接支払い交付金については、稲作経営安定とともに米の計画生産を促す対策として大きな効果があったが、稲作経営者からみて米作付15000円/10aが半減し、29年産までの時限措置とされたため、大規模経営ほど所得減少の影響が大きく、制度の継続を前提として、規模拡大、設備投資・新規雇用をすすめてきた大型経営への影響が大。

- ・15haの専業的水田家族経営で約67万5千円の所得減少

(15ha × 60% (米作付率) × 7千5百円 = △67.5万円)

- ・100haの水田農業法人で約450万円の所得減少

(100ha × 60% (米作付率) × 7千5百円 = △450万円)

- 大規模水田経営の10a収入10万円、所得率50%とした場合、9%の所得減少 (稲作大規模経営はバブルであったという評価もある)

- ② 米価変動交付金については、制度スタート時(22年産)の米価下落を招く要因となったが、生産費を国が補償する岩盤政策としての意義があった。一方、ナラシ対策については、収入減少を緩和する(収入減少の9割 × 3/4 = 67.5%)効果があるが、長期的にみれば米価下落基調における担い手の経営の将来展望を支えるものではない。

国が検討する収入保険制度を含めて、30年度に向けた担い手への新たな経営安定対策の検討が課題。

- ③ 水田活用対策については、米直接支払交付金が半減されたものの、米の生産目標数量の削減＝水田転作面積の拡大を上回る産地交付金の上積み、備蓄米・加工用米複数年契約・飼料用米への追加支援が措置された。米の計画生産からのリタイアの動きは全国的にはみられないが、当面の25年産余剰米の処理(35万トン程度)とともに、水田活用対策を通じて26年産米の計画生産の徹底(対前年△26万トン、約5万ha)、JAグループの米販売環境整備が当面する重要な課題。

計画生産のメリット対策としての米直接支払交付金の取り扱い、計画生産のあり方など。30年産以降の米政策について検討をすすめていくことが課題。

- ④ 農業者戸別所得補償の振替・拡充として新たに措置された多面的直接支払いについては、交付財源の負担は、国50%、県25%、市町村25%(うち県・市町村負担軽減対策として、普通交付税15%、特別交付税6%、自主財源4%)で、見合い負担ができない県・市町村では、地域で事業申請しても対応できないという状況。また、現場実態として水路や農道の維持管理

に要する共同活動経費として運用する方向で検討がすすんでいる。

多面的直接支払いの現場段階での経営安定対策としての位置づけ、経営安定に資する交付金の支払い方法の整理とともに、27年度以降の国による財政負担の強化が課題。

- ⑤ 農地中間管理機構については、官邸の産業競争力会議の中で、地域の農業者と同等の立場で農外からの参入企業と農地をまとめて貸し付けると共に、JAや農委等今ある農業振興組織に頼らない仕組みとして制度設計すべきとの意見が提起され、現場段階での不信を招いた。衆参農林水産委員会の付帯決議を踏まえ、①地域の担い手を優先すること、②JA・農委を含め実績と能力のある組織に機構業務を委託することとなった。また、機構集積協力金が大幅に拡充（地域集積協力金の創設）。

これらをふまえ、JAとして機構からの業務受託をうけて、市町村・農業委員会と連携し、協力金を活用しながら、地域の担い手、とりわけ集落営農の法人化と農地集積を強化していくことが課題。

（3）全体評価と課題—農政の地域主義と緩やかな構造改革の促進対策—

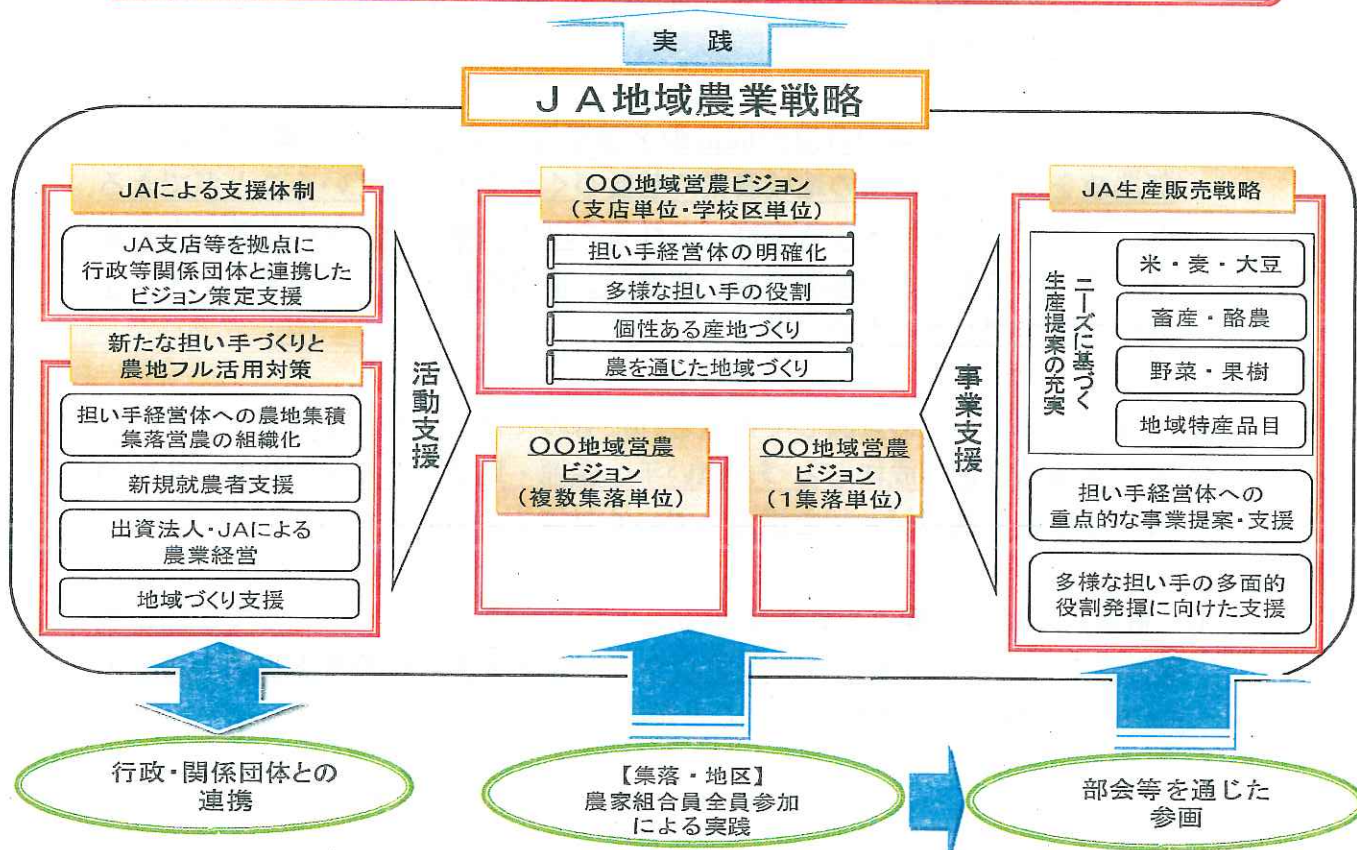
- ① 民主党政権下での農政の特徴は、数の多い全ての稲作農業者に対して、計画生産への参加を条件に国が直接所得補償交付金を支払う点にあったが、新農政の特徴は、地域を単位とした農業者の組織化と合意形成活動を促し、そうした取り組みを通じて農業者の所得確保、農業の構造改革を漸進的にすすめていく点にある。
- ② このことは、地域の合意形成活動を積極的に展開しうる地域・JAでは、新農政を活用し、将来の地域農業の基盤づくりをすすめていくことができるし、そうでない地域・JAでは、これまで以上に厳しい状況になることを意味するものであり、地域農業者を組織し、協同活動をコーディネートするJAの力量が問われるものである。
- ③ また、あらかじめ意図して措置されたものではないが、JAグループとして、地域の合意形成にもとづき担い手・産地・地域づくりを一体的にすすめていく地域営農ビジョンを推進していく対策そのものとなった。
- ④ 新農政には大小様々な課題があることから、JAグループとして、国に現場実態をふまえた政策見直しを求めつつ、30年度以降の基本政策のあり方についても検討をすすめていくことが必要。

2 新農政の活用に向けたＪＡグループの基本的考え方

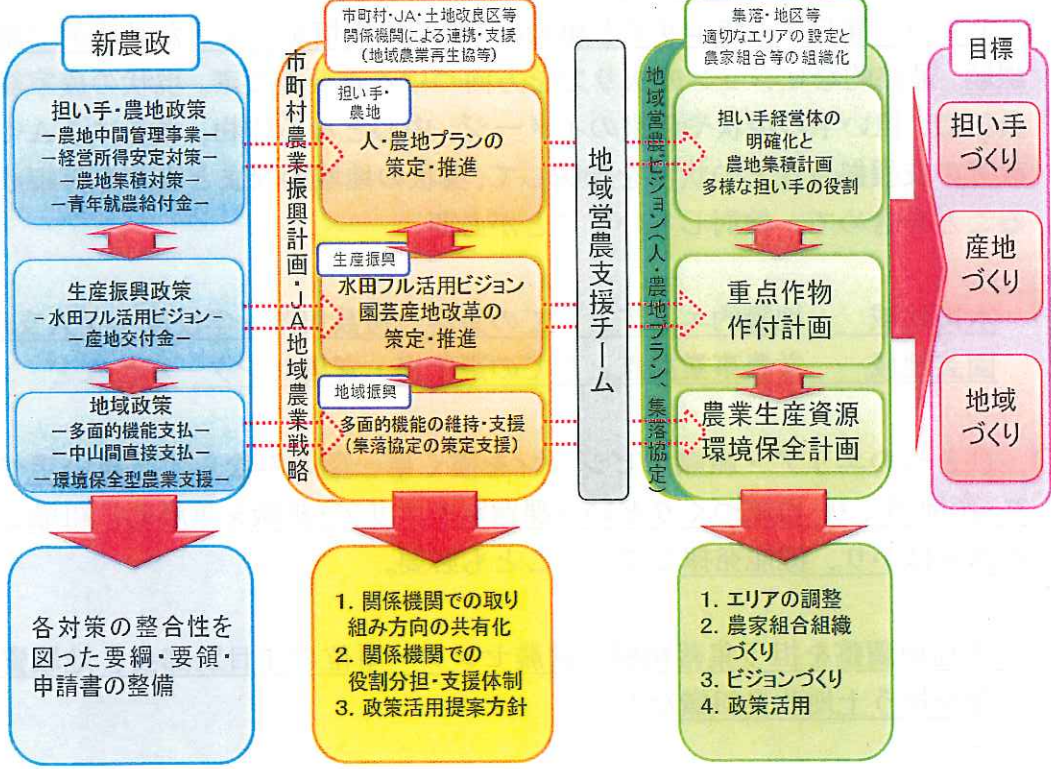
ＪＡグループとして、新農政を最大限活用し、地域営農ビジョン運動への取り組みを強化していくことが必要。ポイントとしては、以下のとおり。

- ① 農地中間管理事業（担い手農地政策）、水田フル活用ビジョンと産地交付金（生産振興政策）、多面的直接支払（地域政策）について、集落・地区など地域段階の合意形成組織を強化、新農政を一体的に運用し、地域営農ビジョン策定・実践につなげていく。
- ② そのため、ＪＡと市町村等関係機関で政策活用の方針について共有化を図り、関係機関役職員で、集落・地区ごとに地域営農支援チームを編成し、地域ごとにそれぞれの実情にあったビジョン及び政策活用提案を行っていく。
- ③ また、ＪＡとして円滑化事業に取り組んできた実績をふまえ、機構からの業務委託をうけ、円滑化事業との役割分担をはかり、人・農地プランを作成する市町村、農地台帳を管理する農業委員会と連携・役割分担を測り、担い手への農地利用集積を強化していく。
- ④ 特に、農地中間管理事業を活用した地域の担い手経営体の明確化と農地利用集積・集落営農の法人化、当面の米の受給状況をふまえた計画生産の取り組みの徹底が重点課題。

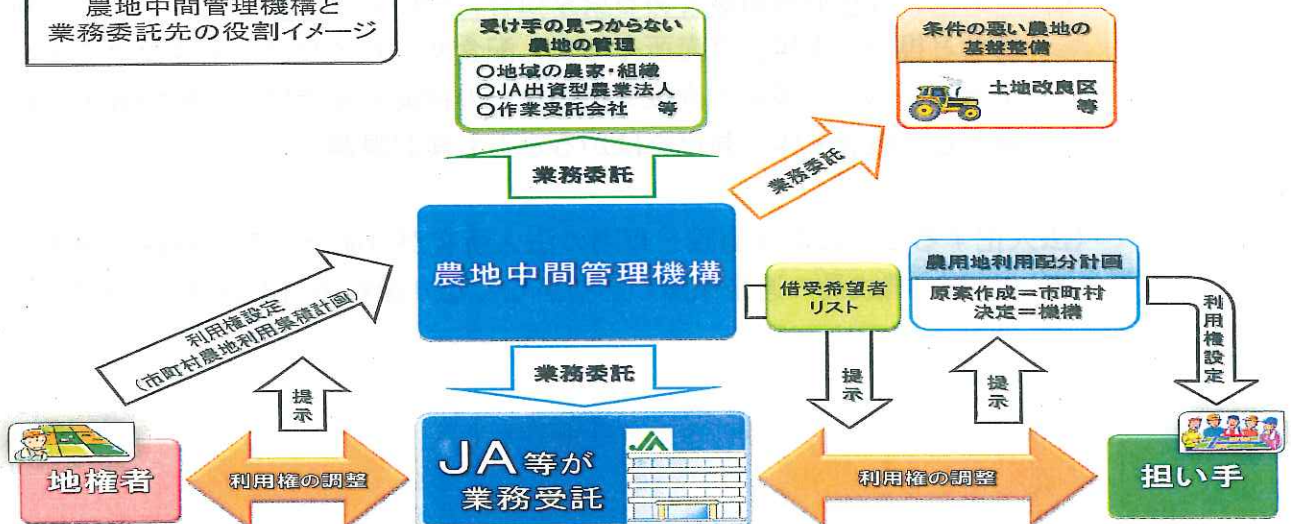
農業生産の拡大、農家組合員の所得向上、農を通じた豊かな地域づくり



【新農政のフル活用による地域営農ビジョン強化への今後の取り組み(イメージ)】



農地中間管理機構と 業務委託先の役割イメージ



3 新農政フル活用と地域営農ビジョン実践強化にむけた具体的取り組み

(1) エリア設定と合意形成組織づくり

- ビジョン策定・実践エリアと組織は、地域の実情をふまえた戦略的な重要課題。最終的なビジョンのあり方を方向づける重要な要素。現状の農家組合員組織、担い手の現状や将来のイメージ、中心となる作物、さらにJAや行政等の支援拠点などの状況を加味して、現状の地域的なまとまりを再編成することを含めて、検討していくことが必要。

→ 水田地域 地縁的エリアとしての集落→複数集落→学校区・JA支所
園芸地域 営農事業拠点としての選果場・営農センター単位など

- ひとつのエリア・組織でビジョンを描く単一型のみならず、担い手づくり・産地づくり・地域づくりという課題別のエリア・組織を重層的に組織し、連携をはかり、機能発揮していくことも必要。

→ 土地利用調整を担う集落組織、営農センター単位の作目別部会、地域資源管理を担う土地改良組織など

- 今ある農家組合など合意形成組織について、その活性化・機能発揮をはかる観点から、農家組合の合併・再編成が課題。

- また、合意形成組織である農家組合について、法人化をはかり、草刈業務など担い手支援、直売所や加工・配食サービスなどの小さなコミュニティービジネス、多面的直接支払いなどの補助金を活用した地域資源管理組織として機能・体制強化をはかることも検討課題。

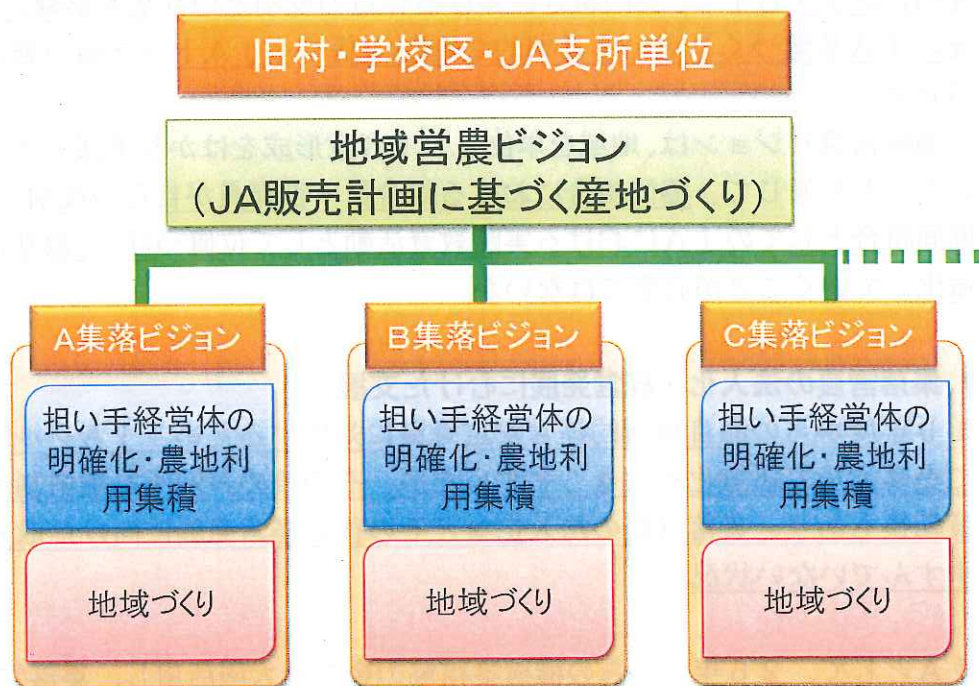
(法人化することにより施設・車両の法人所有が可能となる、利益の繰越が簡素になる、構成員の連帯保障の必要がなくなり融資申請が簡単になるなど)

○ 地域営農ビジョンのエリアと組織

<単一型>



<重層広域型例>



(2) 地域の支援体制づくり（リーダー、集落担当、OB活用、JA委託）

- 農家組合員が主体となったビジョン策定・実践にあたっては、地域リーダーや組織活動を支援する事務局、政策活用提案、JA事業提案をおこなうJA・行政等関係機関の役職員の役割が大きく、最も重要な要素。
- 時間と手間暇・責任をかぶるリーダー（無償）のなり手がいない、夜や土日を含む組織活動の事務局について、営農指導員・行政農政課スタッフだけでは困難な中で、JA・行政・普及OBを嘱託職員として再雇用し、きめ細かな地域の合意形成活動を支援する取り組みが全国的に広がってきている状況であり、国もこうした職員の人件費を様々な形で確保。
- 信用・共済・総務部門を含むJA全職員を出身地域の組織活動の事務局として配置し、日常の専門業務と地域協同活動の支援にあたらせる集落担当性を導入するJAが広がっているが、JA合併に伴う業務縦割化とスタッフの専門化がすすむ中で、協同組合における職員の役割という基本認識、10年後のJA基盤づくりという長期的な判断に基づくJAトップ層の強い意思が必要。
- 地域営農ビジョンは、地域を単位として合意形成をはかり実践していくということを通じて、協同組合における組合員・役職員が自らの役割を学ぶ、協同組合としてのJAにおける実践教育活動として位置づけて、取り組みを強化していくことが必要ではないか。

(3) 集落営農の法人化・経営発展にむけた支援

- 19年度からの品目横断的経営安定対策に対応するため、JAグループとして集落営農の組織化を大きくすすめたが、その後の戸別所得補償制度など政策転換もあり、集落営農の法人化などその後の経営発展に向けた取り組みがすすんでいない状況。
- JAとして、26年度からの機構集積協力金を最大限活用し、集落営農の法人化・経営発展に向けた取り組みを推進支援していくことが当面する最重点課題。また、今ある組織をそのまま法人化にむけた提案をするだけでなく、将来をふまえた合併再編提案、新たな集落営農の組織化を推進することも必要。
- また、JA総合事業支援として、集落営農法人の記帳代行・税務申告支援、資本増強に向けたJA出資、ネットワーク化をすすめ、JAと集落営農の関係強化にむけた枠組みづくりが必要。

(4) J A 出資型農業法人など新たな担い手づくり

- 水田農業については、平場地域では認定農業者、農業法人、集落営農を軸に農地集積をすすめていくことが基本であるが、担い手が不足する都市近郊、中山間地域、需要があるにも拘らず園芸・畜産においては生産が減少する中で、食品関連企業の農業参入が進んでおり、こうした状況をふまえれば、J A 自らが農業経営を行う必要が高まっている。
- J A による農業経営については、農家組合員との競合が生じること、労働の季節的繁忙性や採算性を確保することが難しいことから、J A として慎重な対応であったが、農家組合員からの要望、地域の生産量維持、定年退職者の雇用の受け皿、新規就農者の育成研修の場として、全国的に広がってきており、27年度にむけてJ A 全国連として全国基金を創設し、J A 段階の取り組みを支援する方向で検討中。(営農・経済核心プラン)

○ J A による農業経営の状況 (25年4月 全中調べ)

	J A 出資型 農業法人数	うち、50% 以上 J A 出資	J A 直営型 農業経営	計
法人・J A 数	367 法人	181 J A	54 J A	249 J A

(5) 担い手へのJA事業対応の問題

○ 農業の後継者不足、新農政をふまえ、担い手の規模拡大がさらに今後加速化していく状況の中で、大規模経営体へのJA事業対応の問題がある。JAが組織化・法人化を支援してきた集落営農法人でも、自ずと販売・購買・信用事業いずれをとっても、量に応じた価格設定、商系業者との入札・相見積もりという問題にぶつかる。

○ こうした中で、全農が中心となって担い手のニーズを聞き取り、事業改革につなげる専任担当者TACの取り組みが全国のJAで展開されているが、担い手に対応した事業改革と具体的なメニュー提案という問題への具体的な対応が、担い手づくりとあわせてJAにおける今日的な重要課題。

→ 小規模兼業農家への事業方式と大規模経営体への事業方式の構築

(6) 地域の特色ある産地づくり及び6次化にむけたJA提案

○ FMを通じた地産地消や加工・農家レストランなどの動きが全国に広がる中で、JAおち今治のように、高齢化に対応した購買宅配とセットでの地域集荷体制の構築など、地域6次化・イノベーションの動きがすすんでいる状況。

○ 一方で、3月のJA営農・経済革新プランにおいて、「JAグループは、担い手経営体の所得増大にむけて、「市場出荷・共同販売」を主力とした販売事業から、業務用・加工需要やチェーン化が進む大手量販店への対応を中心とした「契約取引（買取・直販）」の拡大による新たな販売事業方式の確立をはかる」としているが、その具体化が今後の課題。

○ 連合会を通じた系統共販のあり方の再検討

參考資料

平成23年度農家組合活動助成金交付基準

見直しは今まで2年ごとに行われてきており、昨年度大幅に見直ししました。本年度の変更点は、字句の変更のみです。

対策の変更により戸別所得補償制度モデル対策は農業者戸別所得補償制度に、農地・水・環境保全向上対策は農地・水保全管理支払に名称変更になりました。

1. 平成23年度農家組合活動助成金交付基準

項 目	助成割合	交付基準	交付月
総会助成	10%	・農家組合総会資料を提出した場合に交付 (収支決算・予算に農協助成金の項目があること。)	6月
営農活動助成 1項目10% 3項目実施で 満額交付 申請は1回限りとする	30%	①集落営農の取り組み ②農地・水保全管理支払の取り組み ③農業者戸別所得補償制度に係る勉強会 ④認定農業者への土地利用集積 ⑤園芸作物の共同栽培・加工・販売等 ⑥栽培技術・販売に関する勉強会の開催 ※営農部長活動費(8,000円)と一体交付 添付書類：総会資料、勉強会資料等	偶数月
生活活動助成 1項目5% 6項目実施で 満額交付 申請は1回限りとする	30%	①イベントの開催(さなぶり、秋もち、感謝祭のみ) ②地産地消料理を用いての地元子供達との交流会 ③子供達との農作業体験、学童農園の実施 ④健康増進活動(特定健診・特定保健指導に関する研修等) ⑤家の光新規購読 (購読率50%以上は免除、ただし名簿提出必要) ⑥農業新聞の新規購読 ※生活部長活動費(8,000円)と一体交付 添付書類：開催文書、使用した資料	偶数月
研修助成	30%	研修費用の1/2に対して予算枠内で助成 (JA旅行センター、シンセラ利用に限る) 添付書類：JA旅行センター又はシンセラの領収書、行程表、案内文書	偶数月

2. 農家組合再編助成金 初年度のみ、正組合員戸当たり500円を交付

3. 農家組合長手当 5月と12月に半分ずつ源泉徴収して本人の口座に振り込み

4. 班長活動費 5月に農家組合口座に振り込み

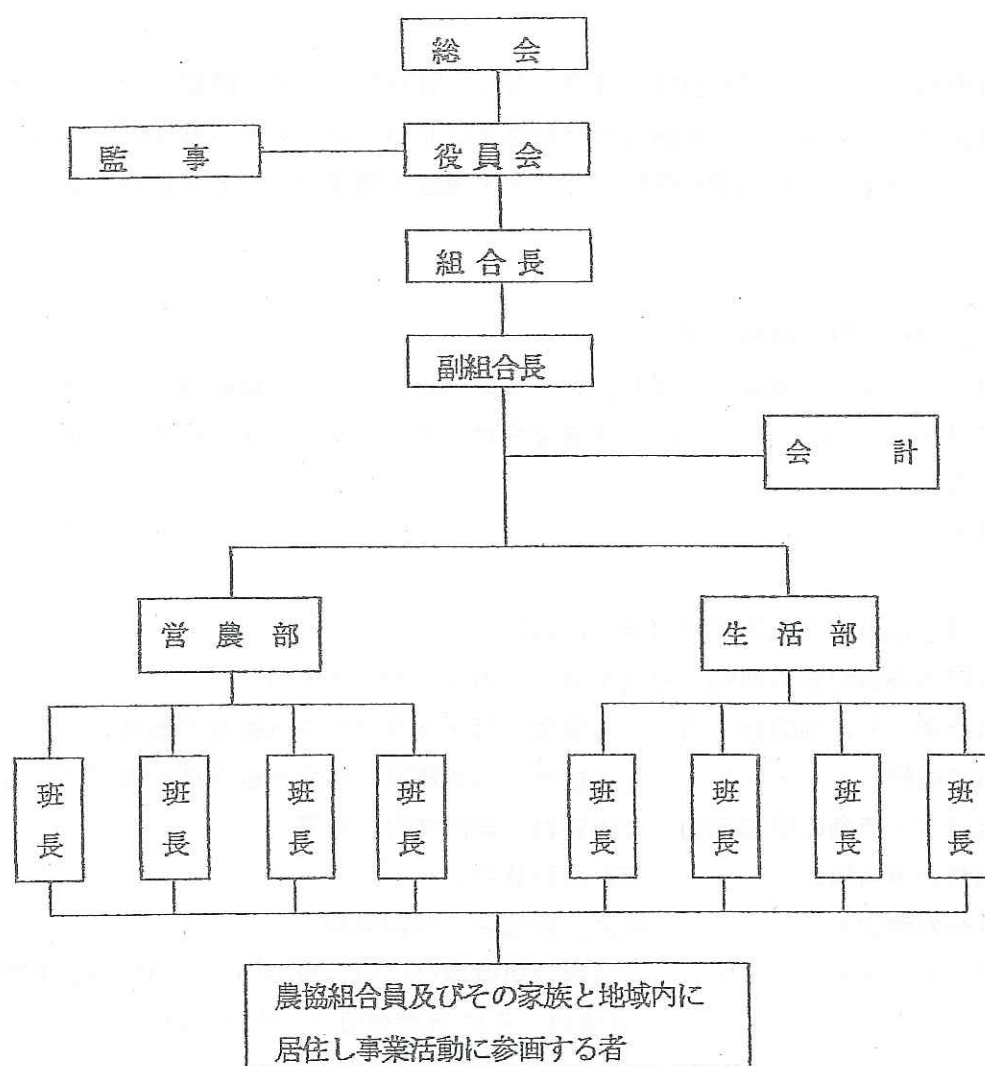
5. 営農部長、生活部長活動費 各8,000円

6. 交付基準

農家組合活動助成金	農家組合長手当	班長活動費
戸数割	戸数割	戸数割
正組合員 2,300円	正組合員 2,800円	正組合員1,000円、准組合員350円
23,966,000円	24,248,000円	9,439,100円

7. 助成金総額(概算) 57,653,100円

【 農 家 組 合 の 組 織 図 】



農家組合支援担当職員体制要領

1. 目 的

農家組合の活性化と集落営農組織の育成・支援に取り組むため、農家組合支援担当職員を配置し、役職員一丸となって、農家組合の活動を支援するものである。農家組合の活性化とJAとのつながりを強化し、絆を深め信頼されるJA運営を構築することを目的に取り組むものである。

2. 農家組合における担当職員配置

各農家組合に支援担当職員を配置し、かつ班長を設置する。班長は班内を統括する。その統括は支所長（又は出張所長）並びに、地域営農センター所長が、互いに連携を取りながらあたるものとする。

別紙配置表

3. 農家組合担当職員の具体的支援（補助）内容

農家組合担当職員配置の理解と浸透を図るため次の内容とする。

- (1) 農家組合長への定期的な訪問・JA事業に対する意見反映（報告の義務）
- (2) 農家相談機能・・・・・・・・・・JA担当者へ事務連絡を取り組合員へ確実に回答
- (3) 農家組合事業活動の事務補助・会議資料、案内文書作成等
- (4) 生産調整の事務補助・・・・・・・・簡単な計算中心
- (5) 諸行事への参加・・・・・・・・・・総会、観桜会、感謝祭等
- (6) その他・・・・・・・・・・農家組合組織並びに組合員の向上につながる事業
(実施は、その都度要領を定め行う。)

4. 支援依頼の対応

- (1) 農家組合長より研修視察・会議等の出席、資料作成の依頼について

①各部署の所属長に必ず伺い書を提出し決裁後、対応すること。（別紙様式）

②会議、研修等の出席後、必ず報告（復命）書の提出厳守。

※報告書は別紙様式を使用し、支所（又は出張所）から営農センター経由の上、常勤役員までの決裁を受ける。

- ③JAに対する意見・要望等は、地域連絡会議を経て関係部署協議の上、常勤会議の提出事項とする。

- (2) 農家組合より助成金申請の依頼について

①助成金申請には、組合長及び会計との連携が必要不可欠。

②助成内容を明確にし、必要であれば請求書又は領収書（写）を貼付の上、申請すること。

③活動助成金申請書は、別紙様式を使用し、支所（又は出張所）から営農センター経由の上、常勤役員までの決裁とする。

（注）助成金交付部署では、申請書の催促は行わないので、担当職員の積極的な対応を願いたい。

5. 会議、研修視察の経費支出について

(1) 会議

通常の会議等には経費支出はしない。なお、農家組合の総会等、農家組合長より正式な来賓としての要請文書により農家組合担当職員が出席する場合、及び常勤役員・当該地域・地区内の所属長並びに前記の代理として出席する農家組合担当職員についてのみ『寸志』の名目で原則として3,000円以内の支出とする。

(2) 研修視察

農家組合の研修等に当たっては、要請があれば手配等の世話はするが、原則としては参加しないものとする。尚、正式な文書により参加依頼があった場合はその限りではない。

(3) その他諸事については、関係部署等と協議の上、対応に当たる。

6. その他

(1) 平常業務外（時間外・休日）の会議、研修視察等の出席職員の扱い

① 時間外、休日の会議等の出席は会議の実務時間（飲食時間は除く）を代休扱いとする。

② 休日の研修視察の出席は、1日の代休扱いとする。

※定款の就業規則、特別休暇『5. その他休暇』を適用し代休扱いとする。代休の届け出は、通常の届け出用紙を使用する。但し、自分の出身居住地集落（農家組合）の研修に参加した場合は代休はなしとする。

(2) 私有車の取り扱い

原則として公用車の使用とするが定款・規約・諸規程集の車両運行管理規程、『私有車業務使用管理要領』を適用し、組合業務の能率化を図るうえでの使用を認める。

私有車を業務に使用した場合は、走行距離1km当たり20円の借上料を支払うこととし、請求は通常時使用の用紙とする。

※ 但し借上料は、5km以上を対象とする。

○機構集積協力金の適用要件と交付単価

<地域集積協力金>

集積率	基本単価	特別単価①		特別単価②		H30年度～ ※基本単価
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	
2割超5割以下	1.0万円/10a	2.0万円/10a	2.0万円/10a	1.5万円/10a	1.5万円/10a	1.0万円/10a
5割超8割以下	1.4万円/10a	2.8万円/10a	2.8万円/10a	2.1万円/10a	2.1万円/10a	1.4万円/10a
8割超	1.8万円/10a	3.6万円/10a	3.6万円/10a	2.7万円/10a	2.7万円/10a	1.8万円/10a

※ H26・29年度の4カ年は重点支援期間とされ特別単価が適用される。

(H26・27年度は基本単価の2倍、H28・29年度は1.5倍)

※ 交付対象は地域。

※ 対象農地は、機構に利用権を設定した農地（既に利用権設定された農地）、過去に規模拡大交付金を受けた農地を含む。

<経営転換協力金>

機構への貸付面積	交付単価
0.5ha以下	30万円/戸
0.5ha超2ha以下	50万円/戸
2ha超	70万円/戸

※ 既に農地を利用権設定し、農産物を販売していない者は対象外。

※ 集落営農に特定作業委託をしていた者が機構を通じて利用権設定した場合は対象。

(既に農地集積協力金を受けた農地は除く)

<耕作者集積協力金>

基本単価	特別単価①		特別単価②		H30年度～ ※基本単価
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	
0.5万円/10a	2.0万円/10a	2.0万円/10a	1.0万円/10a	1.0万円/10a	0.5万円/10a

※ H26・29年度の4カ年は重点支援期間とされ特別単価が適用される。

(H26・27年度は基本単価の4倍、H28・29年度は2倍)

機構集積協力の活用と効果のイメージ（例1）

○ 段階的集積方式（地域集積協力金＋経営転換協力金）

【例】A地域の全農地面積45ha、農家30戸の場合（1戸あたり面積1.5ha）
既に、約13%にあたる6haに利用権が設定されている場合

<A地域の農地イメージ>



※既に利用権が設定されている場合は、機構へ再設定

5
年
間
で
段
階
的
に
集
積

年度	集積面積			集積率 * / 45ha
	*	設定済み	新規設定	
1年目 (H26年度)	12ha	—	12ha	26.6%
2年目 (H27年度)	24ha	12ha	12ha	53.3%
3年目 (H28年度)	34.5ha	24ha	10.5ha	76.6%
4年目 (H29年度)	45ha	34.5ha	10.5ha	100%

※交付対象は新たに機構を通じて利用権設定された地域
※既に利用権設定農地も機構に集積することで交付対象
（過去に規模拡大交付金の交付を受けたも交付対象）

【地域集積協力金】交付先：地域（配分は任意）

1年目：12ha×2.0万円（10a）＝240万円
2年目：12ha×2.8万円（10a）＝336万円
3年目：10.5ha×2.1万円（10a）＝220.5万円
4年目：10.5ha×2.7万円（10a）＝283.5万円

1～4年合計額：1,080万円

【経営転換協力金】交付先：出し手個人（過去に農地集積協力金の交付を受けていない者）

1年目：交付単価50万円×7戸（各1.5ha）＝350万円
2年目：交付単価50万円×7戸（各1.5ha）＝350万円
3年目：交付単価50万円×6戸（各1.5ha）＝300万円
4年目：交付単価50万円×6戸（各1.5ha）＝300万円

1～4年合計額：1,300万円

機構集積協力の活用と効果のイメージ（例2）

○ 集落営農一括集積方式（地域集積協力金＋経営転換協力金）

【例】B地域（集落営農組織）の全農地面積45ha、農家30戸の場合（1戸あたり面積1.5ha）
特定農作業受託から機構を通じた利用権設定に切り替え

<B地域の農地イメージ>



法
人
化
を
契
機
に
一
括
集
積

年度	集積面積			集積率 * / 45ha
	*	設定済み	新規設定	
1年目 (H26年度)	集積なし	—	—	0%
2年目 (H27年度)	42ha (法人化)	42ha	42ha	93.3%
3年目 (H28年度)	42ha	—	—	93.3%
4年目 (H29年度)	42ha	—	—	93.3%

【地域集積協力金】交付先：組織（配分は任意）

1年目：なし
2年目：42ha×3.6万円（10a）＝1,512万円
3年目～4年目：なし

地域の組織への交付額合計：1,512万円

【経営転換協力金】交付先：出し手個人（過去に農地集積協力金の交付を受けていない者）

1年目：なし
2年目：交付単価50万円×28戸（各1.5ha）＝1,400万円
3年目～4年目：なし

地域の農業者への交付額合計：1,400万円

<参考①>法人化の後、3年目で集積した場合

3年目：42ha×2.7万円（10a）＝1,134万円

<参考②>法人化の後、5年目で集積した場合

5年目：42ha×1.8万円（10a）＝756万円

特例期間内に法人化し、機構に集積するほうが有利

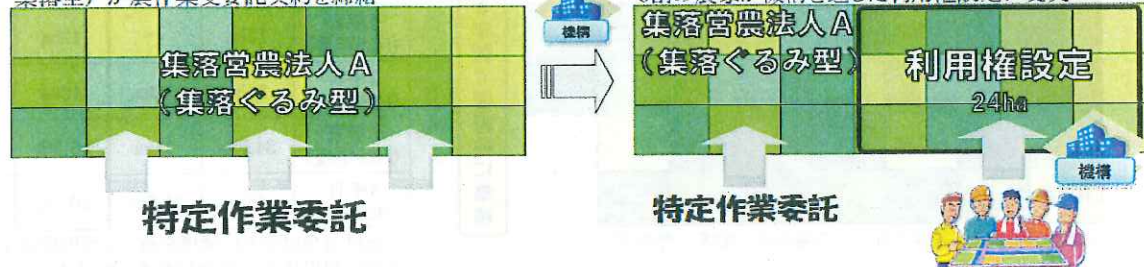
機構集積協力金の活用と効果のイメージ（例3）

○ 特定作業委託から利用権設定への変更（地域集積協力金＋経営転換協力金）

【例】H地域の全農地面積40ha、地域の農家（全戸）と集落営農法人A（集落ぐるみ型）が特定農作業受委託契約を締結している。
 【仮定】集落営農法人Aに対して、1.5haの農家16戸が計24haの農地を機構を通じて利用権を再設定した場合。

<H地域：全農地面積40ha>

集落全戸が農作業受委託契約を締結



【地域集積協力金】

27年に特定作業委託から機構を通じて利用権を設定した場合。→交付対象

○ 地域集積率：24ha/40ha×100=60.0%

交付金額=24ha×2.8万円(10a)=672万円

【経営転換協力金】

特定作業委託から利用権設定に切り替えた場合は対象となる。

交付単価 50万円×16戸(各1.5ha)=800万円

機構集積協力金の活用と効果のイメージ（例4）

○ 既存の大型農業法人への利用権の再設定方式（地域集積協力金）

【例】F地域の全農地面積200ha、既に円滑化事業により全農地面積の60%に相当する120haが集落営農法人Bに設定されている。
 【仮定】集落営農法人Bに対して、機構を通じて利用権を再設定した場合。

<F地域：全農地面積200ha>

円滑化団体による利用権設定：120ha



※ 円滑化事業による既存の利用権は、合意解約または期間満了による解約が必要となる。

【地域集積協力金】

<ケース1：27年度に利用権を一括で再設定した場合>…集積率 60%

120ha×2.8万円(10a)=3,360万円

<ケース2：①～③のブロックを段階的に再設定した場合>

・27年度①ブロックを再設定：集積率=45ha/200ha…22.5%

交付金額=45ha×2.0万円(10a)=900万円

・28年度②ブロックを再設定：集積率=80ha/200ha…40%

交付金額=35ha×1.5万円(10a)=525万円

・29年度③ブロックを再設定：集積率=120ha/200ha…60%

交付金額=40ha×2.1万円(10a)=840万円

※27～29年度の合計額：2,265万円

【経営転換協力金】

※既に利用権設定し、農産物を販売していない者は交付対象外

早期に取り組むか否か
 かで▲1,095万円の
 差額が発生!!

機構集積協力金の活用と効果のイメージ（例5）

○ 分散錯図解消にかかる利用権の再設定方式（地域集積協力金＋耕作者集積協力金）

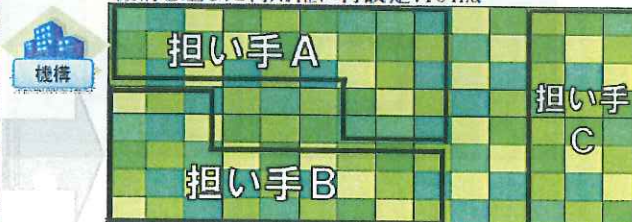
【例】G地域：全農地面積200ha、既に円滑化事業により全農地面積の82%に相当する164haが担い手A・B・Cに設定されている。
【仮定】機構を通じて担い手A・B・Cに利用権を再設定した場合。

＜G地域：全農地面積200ha＞

円滑化団体による利用権設定：164ha



機構を通じた利用権に再設定：164ha



※ 円滑化事業による既存の利用権は、合意解約または期間満了による解約が必要となる。

【地域集積協力金】

＜ケース：27年度に利用権を一括で再設定した場合＞…集積率 82%

$$164\text{ha} \times 3.6\text{万円} (10\text{a}) = 5,904\text{万円}$$

【耕作者集積協力金】

担い手A・B・Cの農地に隣接する農地の所有者または耕作者が対象

機構を通じて利用権を再設定することで、農地の分散錯図を解消することが可能となる

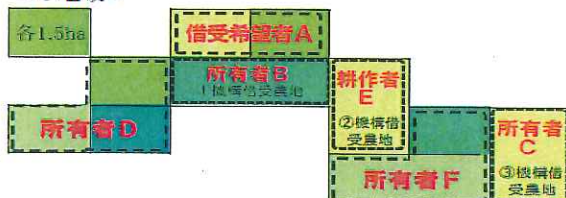
機構集積協力金の活用と効果のイメージ（例6）

○ 耕作者集積協力金＋地域集積協力金方式

【例】C地域：全農地面積22.5ha

農家15戸の場合（1戸あたり面積1.5ha）

＜C地域＞



※地域は柔軟に設定可能

【耕作者集積協力金】交付先：農地の所有者、耕作者

＜H26年度＞

所有者B：3ha×2.0万円（10a）＝60万円

所有者C：対象外（経営転換協力金の対象）

＜H27年度＞

所有者D：4.5ha×2.0万円（10a）＝90万円※

耕作者E：3ha×2.0万円（10a）＝60万円

＜H28年度＞

所有者F：4.5ha×1.0万円（10a）＝45万円

【参考：所有者Dが経営転換する場合】

耕作者集積協力金：交付額90万円＞経営転換交付金：交付単価70万円（2ha超）

⇒大規模に農地を機構に貸し付ける場合は、経営転換交付金よりも耕作者集積協力金のほうが有利な場合がある。

※H26・27年度の特定期間に、3.5haを超える農地を機構に集積すると耕作者集積協力金が有利。

【仮定】

H26年度に借受希望者Aに隣接する所有者Bと所有者Cが機構に農地を集積。

H27年度に①機構借受農地に対して、所有者Dおよび耕作者Eが制度を活用。

H28年度に②③機構借受農地に対して、所有者Fが制度を活用。

【参考】耕作者集積協力金

＜交付対象農地＞

①以下の農地に隣接する農地

「機構が借り受けている農地」、「公表された借受希望者公募情報に記載された、借受希望者が経営する農地」

＜交付対象者＞

機構の借受農地等に隣接する農地（交付対象農地）について、「自ら耕作する農地を機構に貸し付けた所有者」「所有者が農地を機構に貸し付けた場合の当該農地の耕作者」

【地域集積協力金】交付先：地域（配分は任意）

＜H26年度：集積率⇒6ha/22.5ha×100＝26.6%＞

（3ha＋3ha）×2.0＝120万円

＜H27年度：集積率⇒（6ha＋7.5ha）/22.5ha×100＝60.0%＞

（4.5ha＋3ha）×2.8万円（/10a）＝210万円

＜H28年度：集積率⇒（13.5ha＋4.5ha）/22.5ha×100＝80.0%＞

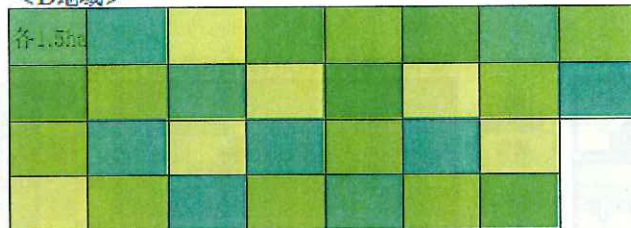
（4.5ha）×2.7万円（/10a）※＝121.5万円 ※試算上、8割超の単価を適用

合計額：451.5万円

多面的直接支払の活用

【例】D地域(集落営農組織)の全農地面積45ha、農家30戸の場合(1戸あたり面積1.5ha)

<D地域>



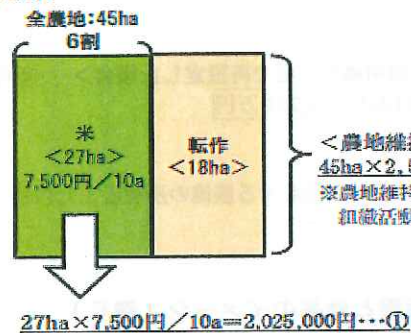
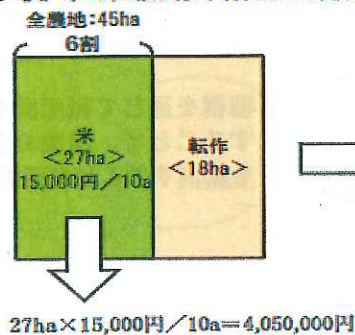
資源向上支払 $45\text{ha} \times 2,400\text{円}/10\text{a} = 960,000\text{円}$
 $\Rightarrow$ 農道・水路の維持や草刈り等の共同活用
 経費として活用

農地維持支払 $45\text{ha} \times 3,000\text{円}/10\text{a} = 1,350,000\text{円}$

$\Rightarrow$ 例えば、交付金を工夫し農業者の活動組織の活動に参加する構成員に対して10aあたり2,500円(500円を組織活動費とする)を交付し、農家の所得確保が可能

一戸当たり交付額: 37,500

【参考】米の直接支払交付金の減収緩和の効果



<農地維持支払> ※全農地が対象
 $45\text{ha} \times 2,500\text{円}/10\text{a} = 1,125,000\text{円} \dots \textcircled{2}$
 ※農地維持支払の交付単価3,000円のうち500円を組織活動費とした場合

$\textcircled{1} + \textcircled{2} \Rightarrow 2,025,000\text{円} + 1,125,000\text{円} = 3,150,000\text{円}$

○ 都道府県別の集落営農組織数

	集落営農 組織数	法人		非法人		法人化計 画あり 組織数	～ 20ha未満	20ha～ 50ha未満	50ha～ 100ha未満	100ha以 上
		組織数	割合	組織数	割合		組織数	組織数	組織数	組織数
全国	14,634	2,916	19.9%	11,718	80.1%	5,110	8,544	4,450	1,181	45
北海道	266	35	13.2%	231	86.8%	11	100	27	29	11
青森	195	22	11.3%	173	88.7%	99	74	70	36	1
岩手	671	69	10.3%	602	89.7%	352	358	205	87	2
宮城	876	97	11.1%	779	88.9%	444	368	347	120	4
秋田	721	173	24.0%	548	76.0%	439	244	385	85	4
山形	455	41	9.0%	414	91.0%	176	226	120	74	3
福島	377	33	8.8%	344	91.2%	34	174	141	47	1
茨城	158	19	12.0%	139	88.0%	83	79	59	18	1
栃木	208	17	8.2%	191	91.8%	155	68	103	32	1
群馬	116	66	56.9%	50	43.1%	34	34	66	14	1
埼玉	84	20	23.8%	64	76.2%	48	32	35	12	1
千葉	71	38	53.5%	33	46.5%	7	38	27	5	1
東京	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
神奈川	6	1	16.7%	5	83.3%	-	6	-	-	-
新潟	687	298	43.4%	389	56.6%	150	396	236	50	1
富山	778	239	30.7%	539	69.3%	296	371	360	44	1
石川	281	91	32.4%	190	67.6%	100	177	94	10	1
福井	580	157	27.1%	423	72.9%	242	381	158	36	1
山梨	2	1	50.0%	1	50.0%	-	2	-	-	-
長野	335	56	16.7%	279	83.3%	70	152	84	50	4
岐阜	342	90	26.3%	252	73.7%	106	233	78	21	1
静岡	27	7	25.9%	20	74.1%	1	21	4	1	1
愛知	104	3	2.9%	101	97.1%	9	50	26	13	1
三重	294	37	12.6%	257	87.4%	113	191	76	22	1
滋賀	861	141	16.4%	720	83.6%	342	635	192	30	1
京都	324	43	13.3%	281	86.7%	37	308	14	2	1
大阪	3	0	0.0%	3	100.0%	-	1	1	1	1
兵庫	826	53	6.4%	773	93.6%	202	728	94	4	1
奈良	29	5	17.2%	24	82.8%	11	22	5	2	1
和歌山	14	1	7.1%	13	92.9%	-	14	0	0	1
鳥取	254	50	19.7%	204	80.3%	36	202	47	4	1
島根	477	144	30.2%	333	69.8%	60	408	62	6	1
岡山	230	36	15.7%	194	84.3%	17	191	35	3	1
広島	652	221	33.9%	431	66.1%	7	433	204	14	1
山口	325	164	50.5%	161	49.5%	36	231	74	15	1
徳島	25	5	20.0%	20	80.0%	-	24	1	-	1
香川	169	56	33.1%	113	66.9%	69	109	42	12	1
愛媛	95	26	27.4%	69	72.6%	14	63	25	3	1
高知	102	2	2.0%	100	98.0%	3	96	6	-	1
福岡	616	120	19.5%	496	80.5%	341	260	255	74	1
佐賀	622	6	1.0%	616	99.0%	480	161	322	104	1
長崎	114	8	7.0%	106	93.0%	72	81	26	7	1
熊本	454	16	3.5%	438	96.5%	294	161	224	56	1
大分	537	172	32.0%	365	68.0%	93	469	65	3	1
宮崎	126	20	15.9%	106	84.1%	3	67	28	28	1
鹿児島	139	17	12.2%	122	87.8%	24	105	23	7	1
沖縄	6	0	0.0%	6	100.0%	-	-	4	-	1

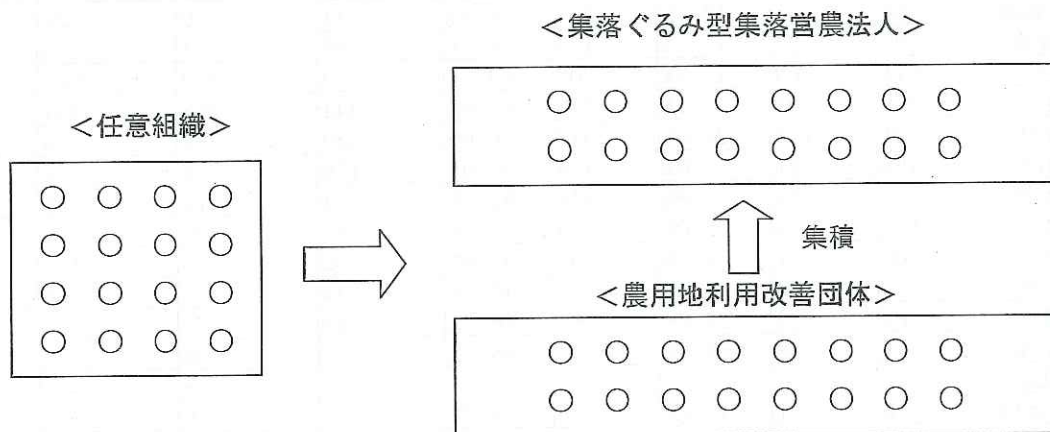
(出典：平成25年度 集落営農実態調査)

＜JAグループの法人化に向けた考え方＞

① 基本の方向

－集落ぐるみ型集落営農法人を設立－

法人化計画に沿って、任意組織の構成員全員で集落ぐるみ型集落営農法人を設立する。



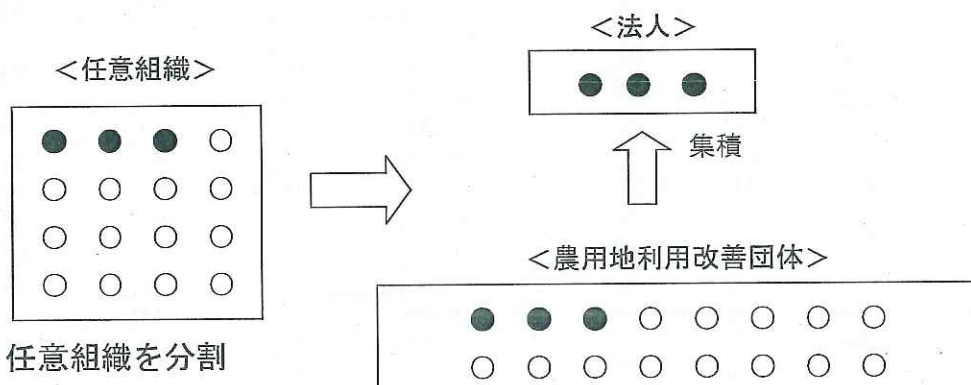
※農用地利用改善団体構成員全員が、集落ぐるみ型集落営農法人構成員にならない場合があるため、2階建て構造として考える。

※農林水産省のいう地主組合とは、土地利用等の話し合い機能を持つまとまりとしての例であり、農用地利用改善団体は地主組合のひとつの形態である。

②組織再編の方向

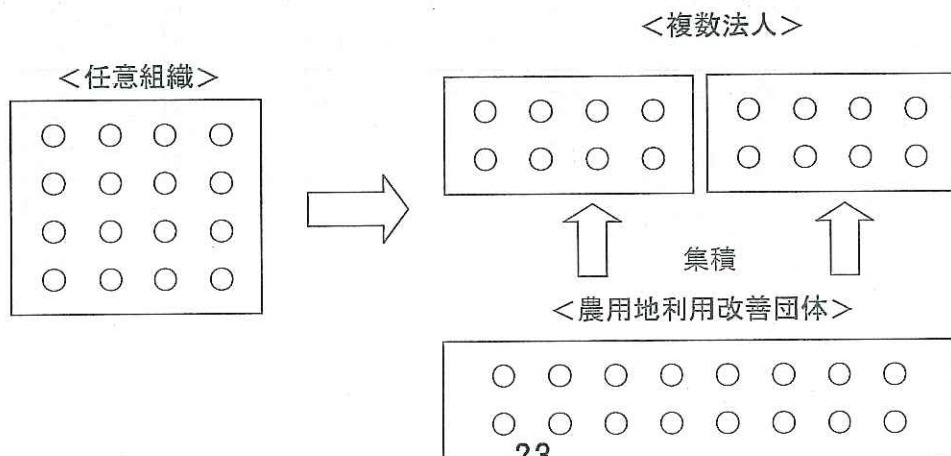
ア) オペレータ型集落営農法人に再編する

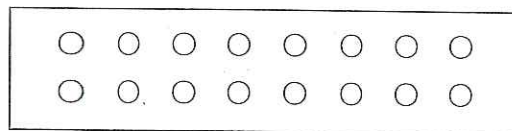
－核となるオペレータで法人を設立する場合－



イ) 任意組織を分割

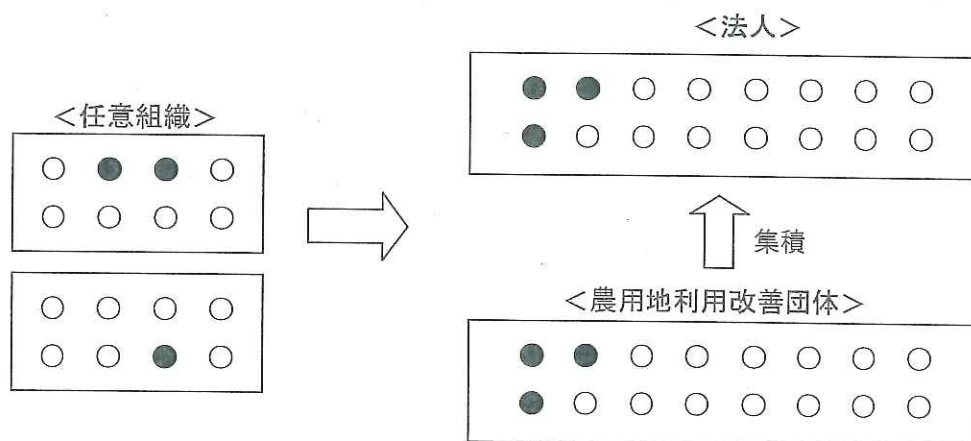
－組織が大きすぎて、ひとつの経営体として経営を行うことが難しい場合－





ウ) 任意組織を合併

—組織が小さすぎて、リーダーや核となるオペレーターを確保することが難しい場合—



エ) 法人と認定農業者へ農地を集積

—法人と認定農業者が作目ごとに役割を分担する場合

(例：法人は稲作、転作作物は認定農業者が担う場合) —

